

# 法務局における 人権相談対応及び調査救済手続について



「誰か」のこと  
じゃない。

横浜地方法務局人権擁護課

# 法務省の人権擁護機関の仕組み

## 法務省設置法(平成11年法律第93号)

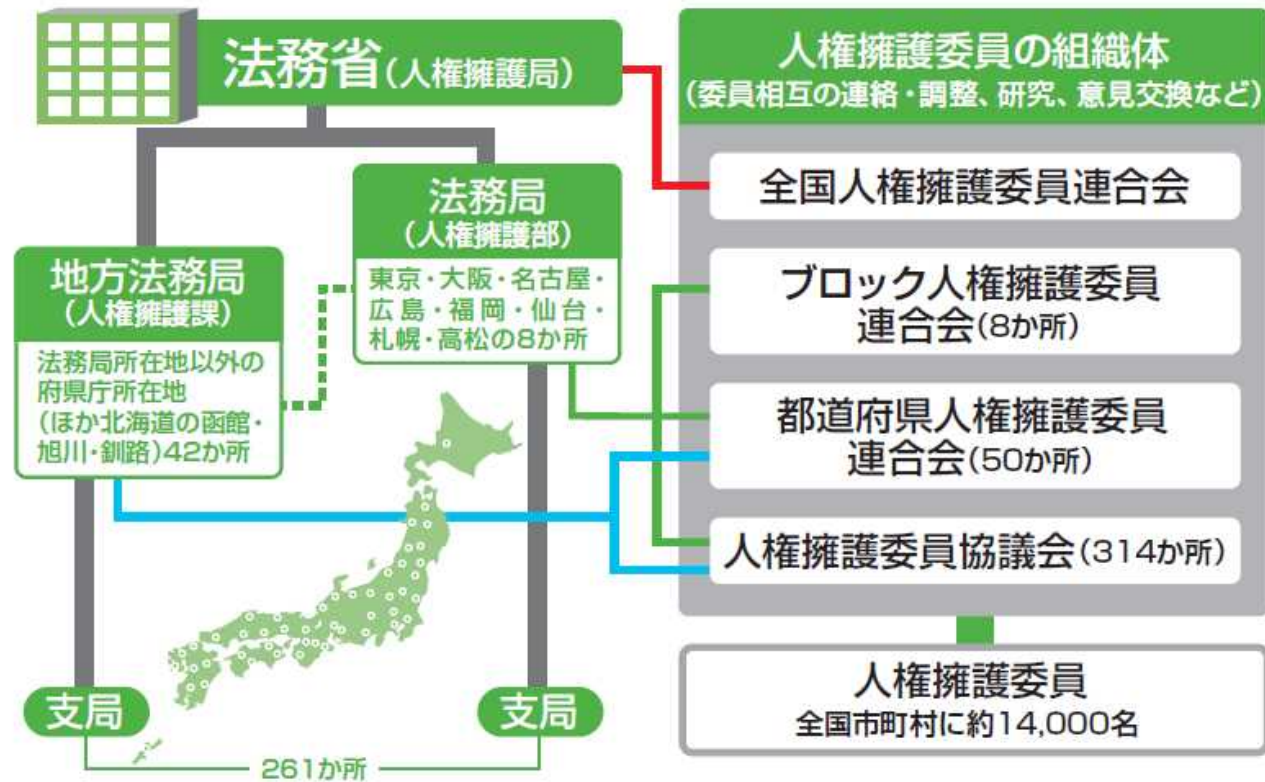
第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、**国民の権利擁護**、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

第4条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 26 **人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。**
- 27 **人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長に関すること。**
- 28 **人権擁護委員に関すること。**
- 29 **人権相談に関すること。**

# 法務省の人権擁護機関の仕組み

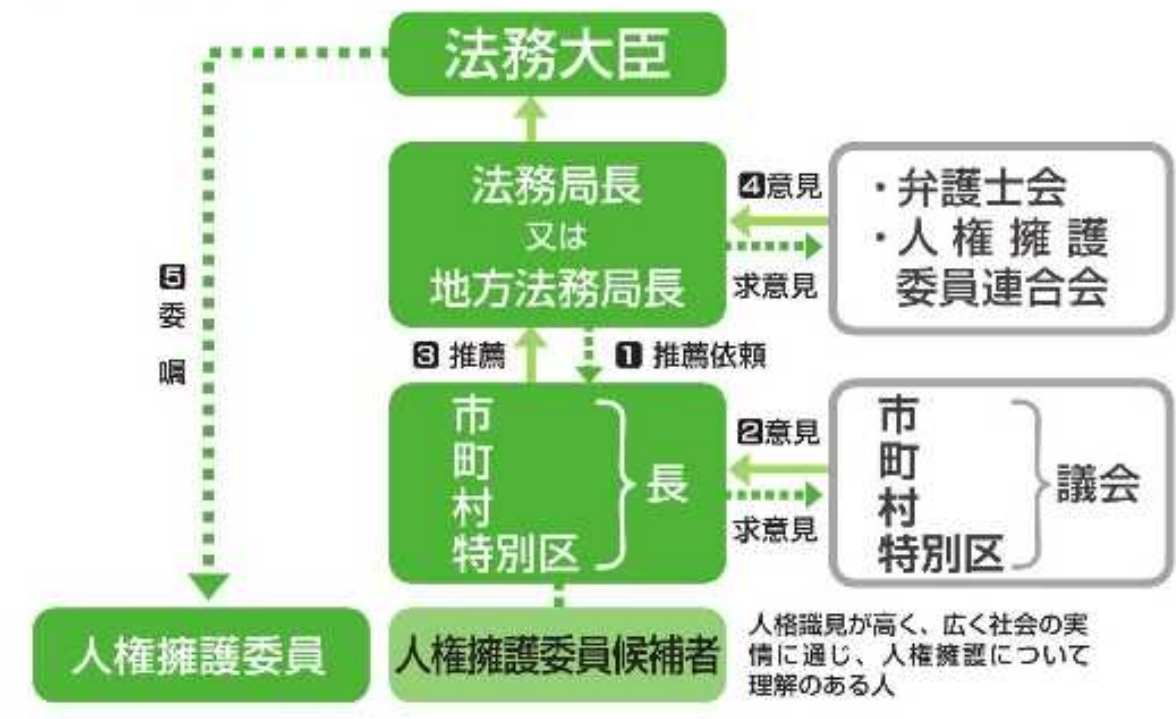
法務省の人権擁護機関の構成図 (令和5年6月1日現在)



## 法務省の人権擁護機関の仕組み

人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです。相談は無料で、秘密は厳守します。困ったことがあったら、気軽に相談してください。

人権擁護委員はこうして委嘱されます。



## 法務省の人権擁護機関の活動

- ➡ 人権侵犯事件の調査救済
- ➡ 人権相談
- ➡ 人権啓発

# 法務省の人権擁護機関の活動

## 人権啓発

### 啓発活動重点目標

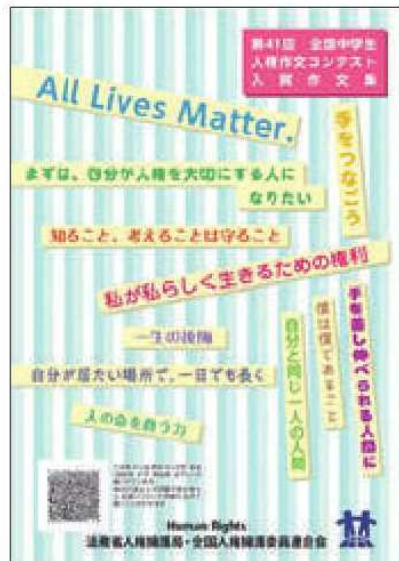
「誰か」のこと じゃない。

### 啓発活動強調事項

- ①「女性の人権を守ろう」
- ②「こどもの人権を守ろう」
- ③「高齢者の人権を守ろう」
- ④「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」
- ⑤「部落差別(同和問題)を解消しよう」
- ⑥「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑦「外国人の人権を尊重しよう」
- ⑧「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」
- ⑨「ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑩「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑪「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」
- ⑫「インターネット上の人権侵害をなくそう」
- ⑬「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」
- ⑭「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」
- ⑮「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」
- ⑯「人身取引をなくそう」
- ⑰「震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう」

# 法務省の人権擁護機関の活動

## 人権啓発



第41回全国中学生  
人権作文コンテスト入賞作文集



法務省ホームページにて、  
上記動画を含む企業向け  
コンテンツを案内中



人権教室

## 法務省の人権擁護機関の活動

### ▶ 人権相談

#### 人権相談の意義

人権相談は、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切替え、官公署その他の機関への通報、日本司法支援センター（法テラス）への紹介又は助言等の必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とする。

人権相談取扱規程第2条（昭和59年法務省訓令第3号）



# 法務省の人権擁護機関の活動

## ➡ 人権相談

### 人権相談取扱規程(昭和59年8月31日法務省訓令第3号)

- ・ 趣旨 (第1条)
- ・ 人権相談の目的 (第2条)
- ・ 秘密の保持 (第3条)
- ・ 紛争への直接介入の回避 (第4条)
- ・ 人権相談の取扱場所 (第5条)
- ・ 人権相談票 (第6条)
- ・ 人権侵犯事件への切替え (第7条)
- ・ 官公署への通報 (第8条)
- ・ 日本司法支援センターへの紹介 (第9条)
- ・ 助言 (第10条)
- ・ 人権相談票の送付
- ・ 取扱状況の報告

## 法務省の人権擁護機関の活動

### ➡ 人権相談

#### 人権相談の取扱場所(人権相談所)

- ・常設相談所・・・法務局人権擁護部、地方法務局人権擁護課、法務局又は地方法務局の支局
- ・特設相談所・・・特定の日時に特定の場所で開設(市役所、公民館など)

## 法務省の人権擁護機関の活動

### ➡ 人権相談

#### 人権相談の方法

- 面接
- 電話
  - ・みんなの人権110番 (0570-003-110)
  - ・女性の人権ホットライン (0570-070-810)
  - ・こどもの人権110番 (0120-007-110)
- インターネットメール(SOS-eメール)
- SOSミニレター
- SNS(LINEじんけん相談)
- その他(手紙)

# 法務省の人権擁護機関の活動

## 人権相談

人権についての相談はなんでも

ゼロ ゼロ みんなの ひやくとおぼん

みんなの  
人権110番 **0570-003-110**

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

ゼロ ナナゼロ の ハートライン

女性の人権  
ホットライン **0570-070-810**

女性の人権についての専用相談電話です。  
セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

フリーダイヤル ゼロ ゼロ ナナの ひやくとおぼん

こどもの  
人権110番 **0120-007-110**

こどもの人権についての専用相談電話です。  
いじめや虐待などのこどもの人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分  
(全国共通・通話料無料)

LINEでも相談を受け付けています

LINEじんけん相談

@snsjinkensoudan

こちらから  
友だち追加してください ▶

インターネットでも相談を受け付けています

SOS-eメール

インターネット人権相談 検索Q

https://www.jinken.go.jp/

\*端末の環境により、ご利用できない場合があります。



## 法務省の人権擁護機関の活動

### ➡ 人権相談

#### LINEじんけん相談 ●

SNS(LINE)から、人権相談をすることができます。



こちらから友だち追加してください ▶  
@snsjinkensoudan



こどもの人権問題は、周囲の目に付きにくいところで多く起こっています。そして、被害者であるこども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力がまだ備わっていなかったり、身近な人に話しにくいといった状況等から、重大な結果に至って初めて気付くという例が少なくありません。そこで、こどもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くための相談を受け付けています。

## 法務省の人権擁護機関の活動

### ➡ 人権相談

#### ○人権相談の基本的対応

- ・相談の趣旨の的確な把握
- ・対応方針の決定
- ・相談者の氏名及び連絡先の確認

## 法務省の人権擁護機関の活動

### ➡ 人権相談

#### ○通報、切替え、助言の措置

- ・通報
- ・人権侵犯事件への切替え
- ・助言



## 法務省の人権擁護機関の活動

### ➡ 人権相談

#### 人権相談票の内容

- ①相談日時、相談場所及び相談方法
- ②相談者の属性
- ③人権相談所を知ったきっかけ
- ④相談類型
- ⑤被害者属性
- ⑥相談者との関係
- ⑦事案の概要
- ⑧回答内容
- ⑨結果
- ⑩統計項目

## 法務省の人権擁護機関の活動

### ➡ 人権相談

#### 人権相談取扱規程

第7条 人権相談に係る事項につき、人権侵犯に該当する疑いがあるときは、速やかに人権侵犯事件に切り替えるものとする。



人権相談から人権侵犯事件への切替え

# 法務省の人権擁護機関の活動

## 人権侵犯事件の調査救済

人権侵犯事件調査処理規程(平成16年3月26日法務省訓令第2号)

人権侵犯事件調査処理細則(平成16年3月26日法務省人権擁護局庁通達)

### 人権相談から問題解決までの流れ

#### 1 相談・被害の申告

事案の内容や具体的な被害について職員又は人権擁護委員がお聞きします。

- 窓口、電話、インターネットいずれからでもご相談いただけます。

●人権擁護委員/法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアの方々です。現在、約14,000名の人権擁護委員が、全国の各市町村に配置されています。人権擁護委員についての詳細は、裏面をご覧ください。



窓口相談



電話相談



インターネット相談

#### 2 調査

職員又は人権擁護委員が必要に応じて中立公正な立場で調査を行います。

- 調査は関係者の任意の協力を得て行います。



#### 4 処理結果通知・アフターケア

相談者に対し、事案の調査や処理の結果をお伝えします。その他、手続終了後も、必要に応じて適切な対応を行います。

#### 3 救済措置

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な措置をとります。

- 救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力はありません。
- 人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。

##### ▼措置一覧

援助	関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
調整	当事者間の関係調整を行います。
説示・勧告	人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
要請	実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
通告	関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。
告発	刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
啓発	事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

# 法務省の人権擁護機関の活動

## 人権侵犯事件の調査救済

### 1 相談・被害の申告

事案の内容や具体的な被害について職員又は人権擁護委員がお聞きします。

- 窓口、電話、インターネットいずれからでもご相談いただけます。

● **人権擁護委員**／法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアの方々です。現在、約14,000名の人権擁護委員が、全国の各市町村に配置されています。  
人権擁護委員についての詳細は、裏面をご覧ください。



窓口相談



電話相談



インターネット相談

### 人権侵犯被害申告シート

秘

(地方)法務局 支局提出

※明らかならざる限り、分かる範囲のことについては、記入しなさい(事業機関)として記入しなさい。

①申告しようとする人(申告者)に関する事項

氏名 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_



②申告したい行為の内容

いつ \_\_\_\_\_

どこで \_\_\_\_\_

被害を受けた人

申告者本人

申告者以外

・氏名 \_\_\_\_\_

・住所 \_\_\_\_\_

・申告者との関係 \_\_\_\_\_

相手方

・氏名 \_\_\_\_\_

・住所 \_\_\_\_\_

・申告者や被害者との関係 \_\_\_\_\_

(分かる範囲でお書きください)

どのようなことをされましたか、また、どのような被害を受けましたか

③人権擁護機関の関与を定める理由(選択してください)

相手方に対し、人権侵害行為をやめるよう注意してほしい

相手方との話し合いを仲介してほしい

被害を回復する方法等について助言してもらいたい

専門に取り扱っている機関を教えてください

その他(具体的に教えてください)

④そのほかに人権擁護機関に伝えたいことがあればお書きください

## 法務省の人権擁護機関の活動

### ▶ 人権侵犯事件の調査救済

#### 人権侵犯事件調査処理規程第8条第1項

法務局長又は地方法務局長は、被害者、その法定代理人又はその親族等の関係者(以下「被害者等」という。)から、人権侵犯により被害を受け、又は受けおそれがある旨の申告があり、人権侵犯による被害の救済又は予防を図ることを求められたときは、申告のあった事件が、**法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でない**と認められる場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるものとする。

#### 人権侵犯事件調査処理細則第7条

処理規程第8条第1項に規定する申告(以下「被害の申告」という。)があったときは、**次に掲げる場合に該当する場合を除き**、速やかにこれを事件簿に登載して救済手続を開始しなければならない。

# 法務省の人権擁護機関の活動

## ▶ 人権侵犯事件の調査救済

### 人権侵犯事件調査処理細則第7条

処理規程第8条第1項に規定する申告(以下「被害の申告」という。)があったときは、次に掲げる場合に該当する場合を除き、速やかにこれを事件簿に登載して救済手続を開始しなければならない。

- (1) 該人権侵犯が、国会の両院若しくは一院又は議会の議決によるものであるとき。
- (2) 当該人権侵犯が、裁判所又は裁判官の裁判によるものであるとき。
- (3) 当該人権侵犯に関する事件が、確定判決(確定判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。)により完結しているとき。
- (4) 当該人権侵犯に関する事件が、裁判所に係属しているとき。
- (5) 被害の申告が、当該人権侵犯に当たる行為の日(継続する行為にあっては、その終了した日)から1年を経過してされたとき。
- (6) 被害の申告が、過去にされた被害の申告と同一の人権侵犯に関するものであるとき。
- (7) 当該人権侵犯による被害が生じておらず、又は生ずるおそれがないことが明らかであるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事案の性質上、法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でないと認められるとき。

## 法務省の人権擁護機関の活動

### ■ 人権侵犯事件の調査救済

#### 2 調査

職員又は人権擁護委員が必要に応じて  
中立公正な立場で調査を行います。

● 調査は関係者の任意の協力を得て行います。



# 法務省の人権擁護機関の活動

## 人権侵犯事件の調査救済

### 3 救済措置

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な措置をとります。

- 救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力はありません。
- 人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。

#### ▼措置一覧

援助	関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
調整	当事者間の関係調整を行います。
説示・勧告	人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
要請	実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
通告	関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。
告発	刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
啓発	事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。



## 法務省の人権擁護機関の活動

### ■ 人権侵犯事件の調査救済

- ・ 侵犯事実不存在
- ・ 侵犯事実不明確  
(人権侵犯事件調査処理規程第17条)
- ・ 中止  
(人権侵犯事件調査処理規程第12条)
- ・ 打切り  
(人権侵犯事件調査処理規程第18条)

## 法務省の人権擁護機関の活動

### ➡ 人権侵犯事件の調査救済

4

#### 処理結果通知・アフターケア

相談者に対し、事案の調査や処理の結果をお伝えします。

その他、手続終了後も、必要に応じて適切な対応を行います。



# 令和4年における「人権侵犯事件」の状況について (法務省人権擁護局ホームページより)

法務省  
MINISTRY OF JUSTICE

人権擁護局フロントページ

Human Rights Bureau, Ministry of Justice

人権擁護局

人権擁護局は、人権相談とその後の救済手続を行っています。また、皆様に人権への理解を深めてもらうため、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

NEWS

【お知らせ】2月8日(中)「共生社会と人権に関するシンポジウム～多様性と包摂性のある社会を目指して～」をオンラインで開催します。(令和6年1月)

【お知らせ】12月4日(月)から12月10日(日)までは「第75回人権週間」です。(令和6年11月)

【お知らせ】11月15日(水)から11月21日(火)までは「全国一斉」です。(令和6年11月)

【お知らせ】法務省主催の講演会とコンファレンスの集いを開催します。(令和6年11月)

【お知らせ】「ハンセン病問題を次世代に伝える」親子のシンポジウムを開催します。(令和6年9月発行)を公開しました。(令和6年11月)

Twitter Facebook

メニュー

法務省の人権擁護機関ってどんな所？

人権擁護委員ってどんな人？

どんな人権相談窓口があるの？

法務省の人権擁護機関

～あなたの街の相談パートナー～  
人権擁護委員

じんけんそうだん  
人権相談

人権侵害を救うならどうしたらよい？

どんな人権啓発活動イベントがあるの？

関係団体との連携もしています！

救済手続

お知らせ  
啓発活動

人権啓発活動  
ネットワーク

人権に関するパンフレット、ポスターを見たい！

人権擁護に関するリンク集を教えてください！

資料集

リンク

人権トピックス

人権相談・調査救済に関する資料

- ☆人権相談・調査救済制度周知用リーフレット
- ☆全国一斉「子どもの人権相談強化週間」ポスター「子どもの人権110番」ポスター【PDF】
- ☆人権侵害事件調査処理指針(法務省指針)【PDF】
- ☆人権侵害事件調査処理指針(法務省人権擁護局長通告)【PDF】
- ☆人権相談取扱指針(法務省指針)【PDF】
- ☆外国人権相談リーフレット(日本語)【PDF】

人権擁護委員に関する資料

- ☆人権擁護委員制度周知用リーフレット【PDF】
- ☆人権擁護委員リクルート用冊子【PDF】
- ☆人権擁護委員ポスター【PDF】

資料・統計

- ☆人権教育・啓発に関する基本計画
- ☆人権教育・啓発口章
- ☆「人権侵犯事件」の状況について(概要)
- ☆「人権侵犯事件」の状況について(概要)
- ☆「女性の人権と権利」について【PDF】
- ☆人権擁護に関する世帯調査(令和4年6月)※
- ※内閣府ホームページへリンクしています。
- ☆人権委員会設置法案に関する資料

人権条約

- ☆世界人権宣言※
- ☆経済的、社会的及び文化的権利に関する国際

法務省  
MINISTRY OF JUSTICE

人権に関する資料など「人権侵犯事件」の状況について(概要)

令和4年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)【PDF】

令和3年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)【PDF】

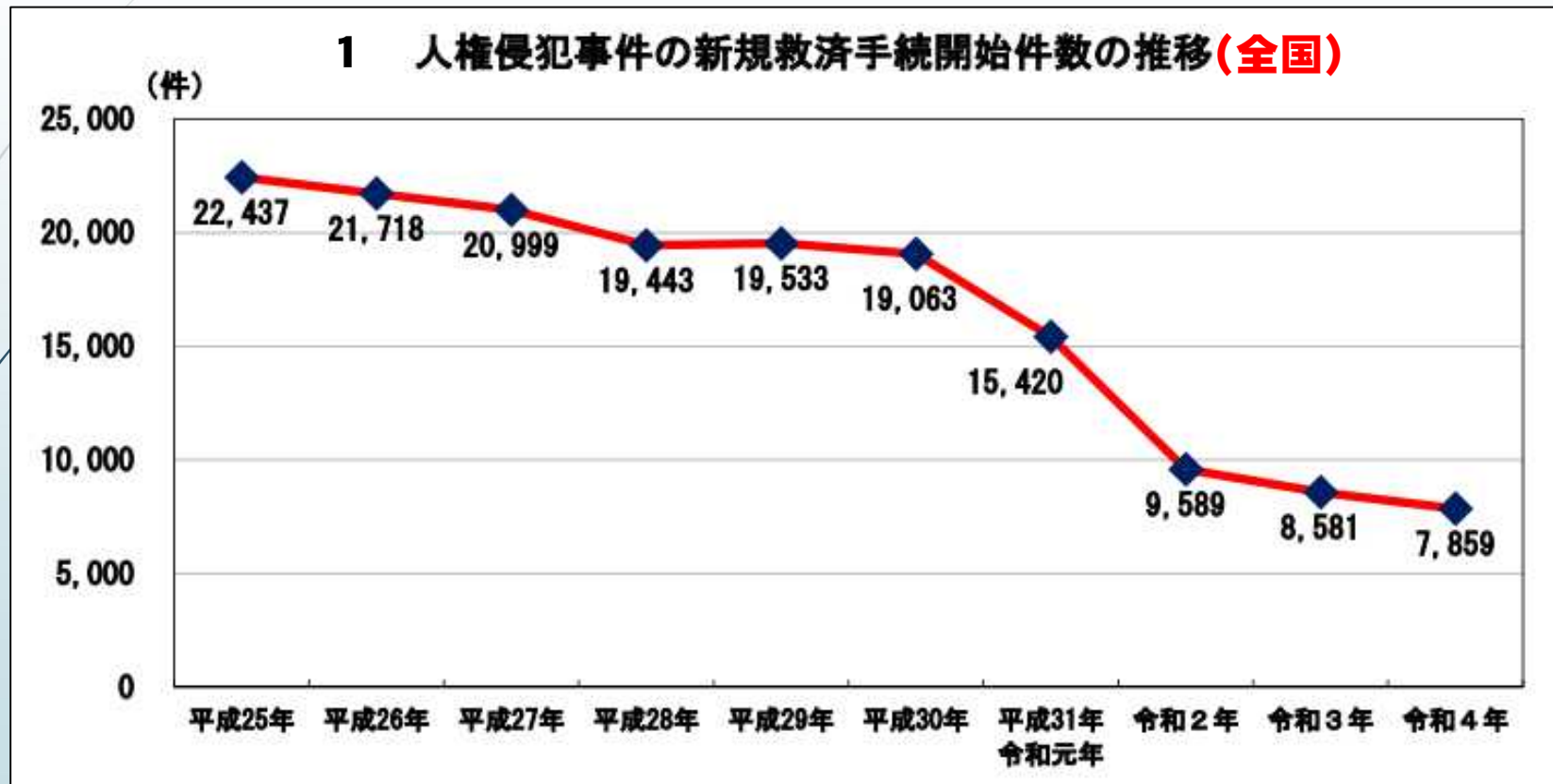
令和2年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)【PDF】

平成31年及び令和元年中の「人権侵犯事件」の状況について(概要)【PDF】

平成30年中の「人権侵犯事件」の状況について(概要)【PDF】

平成29年中の「人権侵犯事件」の状況について(概要)【PDF】

# 令和4年における「人権侵犯事件」の状況について (法務省人権擁護局ホームページより)



# 令和4年における「人権侵犯事件」の状況について (法務省人権擁護局ホームページより)

## 2 人権侵犯事件の種類別構成比の比較 (新規救済手続開始件数)(全国)

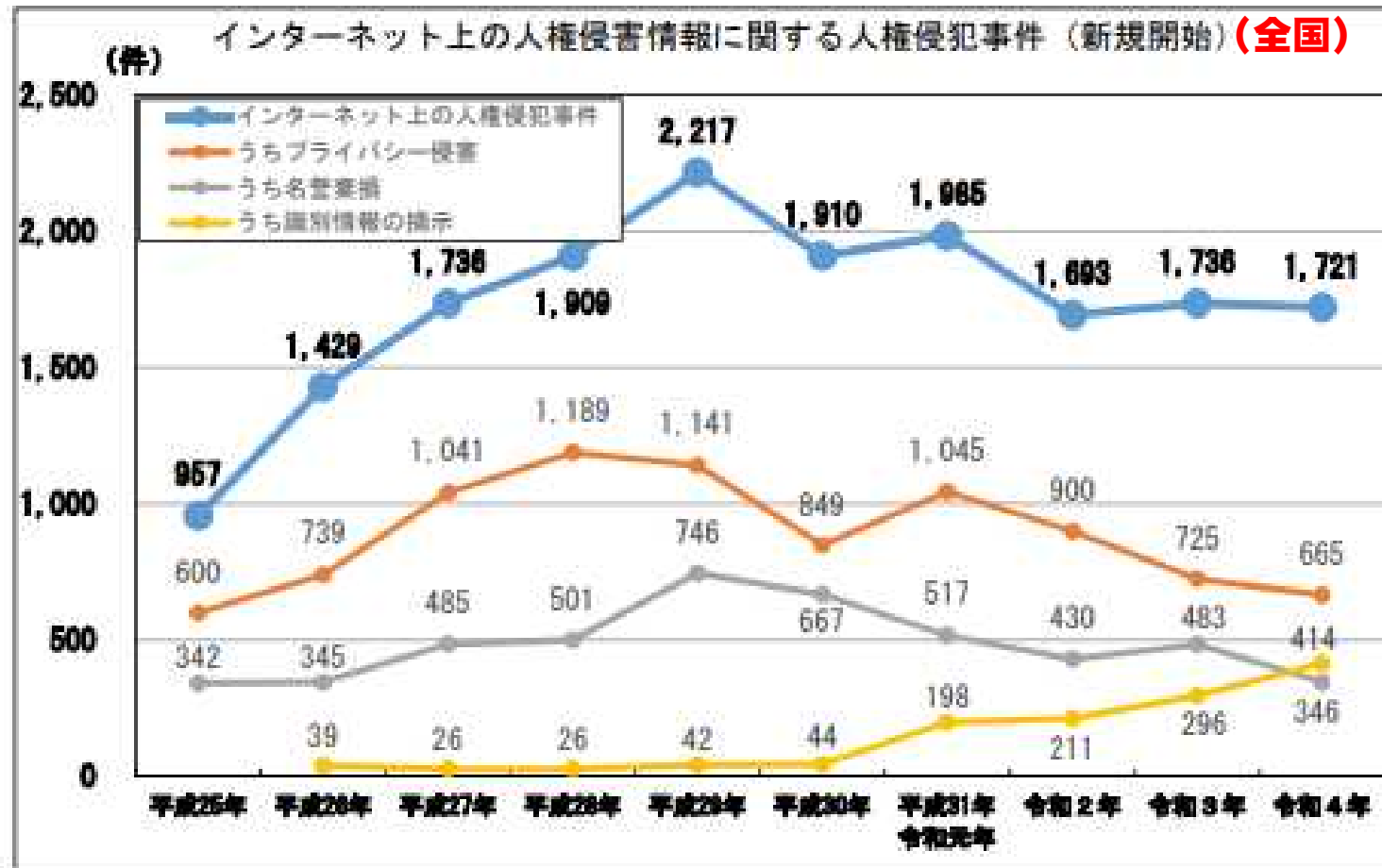
### 令和3年



### 令和4年

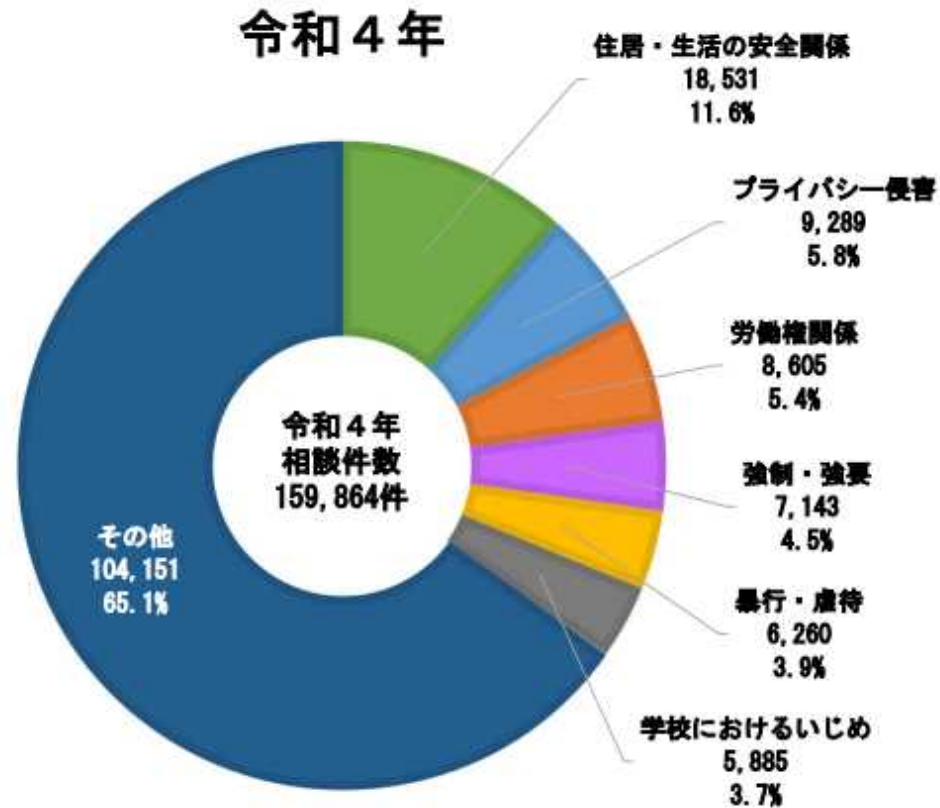


## 令和4年における「人権侵犯事件」の状況について (法務省人権擁護局ホームページより)



# 令和4年における「人権侵犯事件」の状況について (法務省人権擁護局ホームページより)

(参考) 人権相談の種類別構成比 (全国)



# 人権侵害による被害者の救済事例

(令和5年発行「人権の擁護」より抜粋)

## 人権侵害による被害者の救済事例

法務省の人権擁護機関は、令和4年中に次のような救済措置を講じました。

### ①いじめ 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から、吃音をからかわれるなどのいじめを受けていたにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないことにより、不登校を余儀なくされているとして、当該児童の親から相談があった事案です。

法務局が調査した結果、担任教諭が、当該児童から複数回相談を受けていたにもかかわらず、学校長に報告しなかったため、学校における対応が適切に行われず、当該児童に対するいじめが続いたことが認められました。

法務局は、学校長に対し、いじめによる被害防止に向けた取組に一層努めるよう要請しました。(措置:「要請」)

### ②虐待 中学生に対する虐待

中学生の生徒が、親から、殴られるなどの暴行を受けており、児童相談所への保護を求めて交番に行きたいとして、「LINEじんけん相談」に相談があった事案です。

法務局は、直ちに、当該生徒の最寄りの警察署及び児童相談所に対し、情報を提供するとともに、対応を依頼しました。

その結果、当該生徒は、警察に保護された後、児童相談所の施設に入所することとなり、当該生徒の安全を速やかに確保することができました。(措置:「援助」)



# 人権侵害による被害者の救済事例

(令和5年発行「人権の擁護」より抜粋)

## ④ セクシュアルハラスメント 講師による受講者に対するセクシュアルハラスメント

研修の受講者が、講師から、研修中に性的な発言を受けたとして、相談があった事案です。法務局が調査した結果、研修中に、講師が当該受講者に対し、性的な発言を行ったことが認められました。

法務局は、講師に対し、当該発言が当該受講者の意に反する性的な言動であって、セクシュアルハラスメントに該当することを指摘するとともに、人権尊重の理念等を説明したところ、講師からは反省の意が示されました。(措置：「啓発」)

## ⑤ パワーハラスメント 職場の上司から部下に対するパワーハラスメント

被用者が、上司から、事務以外の用途として供されていた場所において、一人で勤務するよう人事異動を命じられたことに対し、勤務先との話し合いを求めていたにもかかわらず、机を搬出され、強制的に勤務場所を変更させられたとして、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、被用者に対する当該命令は、合理的な理由なく行われたものであり、当該被用者を職場の人間関係から切り離すことにより、被用者に精神的苦痛を与えたものであって、パワーハラスメントに該当するものであることが認められました。

法務局は、当該上司に対し、良好な就業環境を維持すべき立場であったにもかかわらず、当該行為を行ったことは人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を自戒することを求めるとともに、パワーハラスメントについての理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示しました。(措置：「説示」)

# 人権侵害による被害者の救済事例

(令和5年発行「人権の擁護」より抜粋)

## ⑪ インターネット上の人権侵害情報関係 インターネット上の名誉感情侵害

被害者から、電子掲示板上で、在日外国人であると指摘されるとともに、在日外国人という属性を理由として蔑称などを用いて侮辱する投稿が複数なされたとして、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、被害者を虫に例えたり、同人の存在を否定するなどの被害者を侮辱する投稿が複数回にわたってなされていたことから、当該投稿は、被害者の名誉感情を侵害するものであると認められました。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至りました。(措置:「要請」)

## ⑫ インターネット上の人権侵害情報関係 インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、電子掲示板に、氏名とともに電話番号が投稿されているとして、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、一般に公開されていない被害者の電話番号等が電子掲示板に掲載されていたことから、当該投稿は、被害者のプライバシー権を侵害するものであると認められました。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至りました。(措置:「要請」)